

2025 年 11 月 10 日

トプコン 健康保険組合

【重要】マイナ保険証をお持ちでない方へ （資格確認書を送付します）

令和 7 年 12 月 2 日以降、現在お持ちの健康保険証は使用できなくなります。今後は健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には『資格確認書』が必要となります。

そのため、『資格確認書』を被保険者へお渡しいたします。

※資格確認書とは、マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる証明書です。

【資格確認書対象者】

- ・ マイナンバーカードをお持ちでない方
- ・ マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない方
※利用登録は簡単！（こちらをご覧ください：[マイナンバーカードの健康保険証利用方法 | 厚生労働省](#)）
- ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方
※電子証明書の有効期限が切れている場合は、住民登録のある市区町村の窓口での更新手続きが必要です。（詳細はこちらをご確認ください：[電子証明書の有効期限の確認と更新方法について](#)）

【お渡し方法】 ※出向元からのお渡しになります。

THQ の方：トプコン健康保険組合の窓口で、ご本人に直接お渡しします。

※対象者の方へメールでご案内いたします。

THQ 以外の方：事業所よりお受け取りをお願いします。

【お渡し時期】 2025 年 11 月 10 日～

ご不明な点がございましたらトプコン健康保険組合までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

トプコン健康保険組合

電話：03-3966-1244（受付時間：平日 9:00～17:00）

メール：kenkouhoken.kumiai@topcon.co.jp

以上